

事 務 連 絡  
令和 8 年 10 月 8 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会  
事 業 部

「戸籍法施行規則の一部を改正する省令」の施行を踏まえた「建設業法施行規則」及び  
「浄化槽設備士に関する省令」の改正について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省より別添のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

今般、戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年法務省令第 9 号）により、戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）が改正され、戸籍に国籍を記載することとされている場合において、一部の地域の法を本国法とする者が届出をするときは、当該地域を戸籍に記載することとされました。

これを受け、建設業関係法令に規定する手続においても、上記と同等の措置を講じるため、船員法施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年国土交通省令第 82 号）により建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）及び浄化槽設備士に関する省令（昭和 59 年建設省令第 17 号）を改正し、別紙記載の条項に係る手続又は様式において、国籍の記載を求めているものについては、「国籍」を「国籍等」に改め、一部の地域の法を本国法とする者については、当該地域を記載することといたしました。

つきましては、ご多用のところ恐縮ではございますが、貴協会会員企業に対し、別添通知についてご周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付書類】

別添\_「戸籍法施行規則の一部を改正する省令」の施行を踏まえた「建設業法施行規則」の改正について

別添\_「戸籍法施行規則の一部を改正する省令」の施行を踏まえた「浄化槽設備士に関する省令」の改正について

以上

|                            |
|----------------------------|
| (担当) 事業部 下岡                |
| TEL 03-3551-9396           |
| FAX 03-3555-3218           |
| メール jigyo@zenken-net.or.jp |

事 務 連 絡  
令和 8 年 10 月 1 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

「戸籍法施行規則の一部を改正する省令」の施行を踏まえた  
「建設業法施行規則」の改正について

戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年法務省令第 9 号）により、戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）が改正され、戸籍に国籍を記載することとされている場合において、一部の地域の法を本国法とする者が届出をするときは、当該地域を戸籍に記載することとされたところです。

これを受け、建設業関係法令に規定する手続においても、上記と同等の措置を講じるため、船員法施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年国土交通省令第 82 号）により建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）を改正し、別紙記載の条項に係る手続又は様式において、国籍の記載を求めているものについては、「国籍」を「国籍等」に改め、一部の地域の法を本国法とする者については、当該地域を記載することといたしましたので、お知らせします。

貴団体におかれては、内容につき、傘下の会員企業に周知いただきますようお願いいたします。

○建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）

- ・ 第 17 条の 18 第 1 項第 4 号
- ・ 別記様式第 25 条の 4
- ・ 別記様式第 25 条の 6
- ・ 別記様式第 25 条の 7

事 務 連 絡  
令和 8 年 10 月 2 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

「戸籍法施行規則の一部を改正する省令」の施行を踏まえた  
「浄化槽設備士に関する省令」の改正について

戸籍法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年法務省令第 9 号）により、戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）が改正され、戸籍に国籍を記載することとされている場合において、一部の地域の法を本国法とする者が届出をするときは、当該地域を戸籍に記載することとされたところです。

これを受け、浄化槽関係法令に規定する手続においても、上記と同等の措置を講じるため、船員法施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年国土交通省令第 82 号）により浄化槽設備士に関する省令（昭和 59 年建設省令第 17 号）を改正し、別紙記載の条項に係る手続又は様式において、国籍の記載を求めているものについては、「国籍」を「国籍等」に改め、一部の地域の法を本国法とする者については、当該地域を記載することといたしましたので、お知らせします。

貴団体におかれては、内容につき、傘下の会員企業に周知いただきますようお願いいたします。

○浄化槽設備士に関する省令（昭和 59 年建設省令第 17 号）

- ・ 第 5 条第 1 項
- ・ 別記様式第 1 号
- ・ 別記様式第 4 号
- ・ 別記様式第 5 号
- ・ 別記様式第 6 号